

平成21年7月31日

各 位

マ ネ ッ ク ス グ ル ー プ 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 C E O 松 本 大  
( コ ー ド 番 号 8 6 9 8 東 証 第 一 部 )

本日、当社の子会社であるマネックス証券株式会社（代表取締役社長 CEO 松本 大）より下記プレスリリースを行いましたので、お知らせいたします。

記

マネックス証券株式会社 プレスリリース（添付）

信用取引デビューを応援する優遇制度「信用取引はじめてキャッシュバック」開始のお知らせ

以 上

【お問合せ先】

マネックスグループ株式会社

社長室 コーポレートコミュニケーション担当 久保田・福井 電話 03-6212-3750

平成 21 年 7 月 31 日

各 位

マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 C E O 松 本 大

## 信用取引デビューを応援する優遇制度

### 「信用取引はじめてキャッシュバック」開始のお知らせ

マネックス証券株式会社(代表取締役社長 CEO 松本 大 以下「マネックス証券」)は、新規に信用取引口座を開設されたお客様を対象として、信用取引にかかる株式売買手数料相当金額(消費税等抜)をキャッシュバックする優遇制度「信用取引はじめてキャッシュバック」を開始しますのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 対象となるお客様

2009年8月3日(月)以降に信用取引口座を新規に開設されたお客様

#### 2. 優遇制度の内容

信用取引口座開設日から起算して31日以内に約定した信用取引にかかる株式売買手数料相当金額(消費税等抜)を、最大10万円までキャッシュバックいたします。

この制度により、信用取引口座開設後約1ヶ月間の信用取引にかかる株式売買手数料(消費税等抜)は、最大10万円まで実質無料となります。

※詳細は、マネックス証券ホームページ(<http://www.monex.co.jp/>)をご覧ください。

以 上

### 国内上場有価証券取引(信用取引)に関する重要事項

#### ■リスク

- ・ 株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動に伴い、株価や基準価額が変動することにより、差し入れた保証金(当初元本)の額を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた保証金(当初元本)の額を上回るおそれがあります。
- ・ 株式の発行者や組入れ有価証券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評

価の変化等に伴い、株価や基準価額が変動することにより、差し入れた保証金（当初元本）の額を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた保証金（当初元本）の額を上回るおそれがあります。

#### ■手数料等（税込）

- ・取引手数料（インターネットのみ。コールセンターでは取り扱っておりません）  
＜取引毎手数料＞  
パソコン：約定金額に対し最大 0.1575%（約定金額 100 万円までは 1,575 円（指値注文の場合）または 1,050 円（成行注文の場合））  
携帯電話：約定金額に対し最大 0.105%（ただし最低手数料 105 円）  
＜定額手数料＞  
1 日何回取引しても 2,625 円（約定金額 300 万円ごと）
- ・諸経費として、「信用金利」「信用取引貸株料」「品貸料（逆日歩）」「管理費」などがかかります。

#### ■委託保証金

- ・信用取引にあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が必要となります（有価証券により代用することが可能です）。
- ・委託保証金の現在価値が売買代金の 25%未満となった場合（または保証金の金額が 30 万円を下回った場合）には、不足額を所定の期日までに当社に差し入れていただく必要があります。
- ・所定の期日までに不足額を差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（信用取引のうち決済が終了していないもの）の一部または全部を決済（反対売買または現引・現渡）される場合があります、この場合には、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。

#### ■その他

- ・信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができ、取引額が委託保証金を上回る可能性があります。取引額の当該保証金に対する比率（レバレッジ比率）は、最大約 3 倍程度となります。
- ・お取引にあたっては「契約締結前交付書面」をご覧いただき、取引の仕組みやリスク・手数料等についてご確認ください。
- ・信用取引口座の開設にあたっては、当社所定のルールにより審査を行いますので、あらかじめご了承ください。

#### 【マネックス証券株式会社について】

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号  
加入協会：日本証券業協会、（社）金融先物取引業協会